



森 政郎 議員

大災害に対する防災態勢

① 国道・県道沿いは県が点検し逐次対応。自販機等は広報を活用し点検をPR。学校等のキャビネットや下駄箱等は転倒防止の固定化済み。

② 的確な避難指示等の発令や確実な情報伝達に努める。防災無線だけでなく戸別受信も検討。ハザードマップの戸別配布・ホームページでの周知、自助の意識付けも必要。ため池(八幡、涼雲寺)は、農林事務所が定期的に点検し異常は見られない。河川パトロールは土木事務所が定期的

異常が通常ではと錯覚するくらい、大災害が頻発している。池田町も台風21号では相当な被害を受けた。「①町内の危険構造物(看板・

③ 治山・治水事業は県が事業主体で計画的に進行中。治山事業は保安林指定が条件で、国・県の100%事業。地元要望はすべて県へ報告済みだが、数か所が割り当てられる。

台風21号では、大木が倒壊したが点検は、ブロック塀以外にも補助金を。再作成中の防災マップへの最近の教訓反映を。草木が繁茂し、倒木が引掛かる懸念がある。杭瀬川支流の早急な除草を。災害廃棄物置場は確保できているのか。災害時には町車等での広報検討を。

に実施。杭瀬川は土木事務所を通じて、下流の整備促進要望を継続中。災害時対応は県と市町村応援協定を締結、他道府県の5町とも応援協定を締結。



霞間ヶ溪の倒木桜

町長 今回を教訓に看板や大木は、区長会を通じて早めの対応。ブロック

ク塀補助金以外は考えていない。防災マップ再作成は作業中。河川内除草は「農地・水」制度の活用

で地域対応を。災害の廃棄物処理計画では、分別を前提に池田公園や地域公園を置場としている。

中央省庁の水増しや県教委の不適切算入が報道された。町役場と関連団体の過去5年間実績は。

町長 町は障害者手帳を確認しながら算定している。町長部局で3名、教育委員部局で1名を雇用。重度障害は2倍換算で町長部局は4人となり、前年度までは充足。今年度は法定雇用率の0.2%引上げで1名不足。公募しているが適切な人材確保は困難な状況で、障害者団体とも協議しながら進めていく。社会福祉協議会は、報告義務はないがクリアしている。

年度(平成)	法定雇用率(%)					法定雇用人数(人)					町雇用障がい者数(人)				
	30	29	28	27	26	30	29	28	27	26	30	29	28	27	26
町長部局	2.5		2.3			5		4					4		
教委部局	2.5		2.3			1		1					1		

町長 町は文書規定に沿って実施。公文書は、課長補佐級職員が取扱責任者となり、規定通りに分類・保存。最終廃棄時は、部長等が立会う。保存期間は5分級で、毎年点検。住民との折衝や会議等は、記録を残し後日に備えている。

町長 個人記録としており、重要部分・事案を引継書としている。各自の記録と引継書は別。

折衝記録は、公文書ではないのか。異動時等の引継書への反映は。